

令和 4 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会  
第 2 回 臨時 会 会 議 録

令和 4 年 6 月 2 4 日 開 会

令和 4 年 6 月 2 4 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会会議録目次

6月24日

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出欠席議員	3
○説明のために出席した者	3

会 議

○開会・開議	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4
○日程第 2 会期の決定	5
○日程第 3 管理者提案理由の説明	5
○日程第 4 議案第5号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の特種勤務手当 に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
○日程第 5 議案第6号 高規格救急自動車の取得について	7
○閉 会	9



令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会会議録

令和4年6月24日（金曜日）

○議事日程

令和4年6月24日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 議案第5号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 5 議案第6号 高規格救急自動車の取得について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1 番 中 島 宏 明 君

2 番 川 上 秀 範 君

3 番 黒 澤 佳 壽 子 君

5 番 高 橋 利 典 君

6 番 小 林 千 江 子 君

7 番 室 伏 勉 君

8 番 神 野 義 孝 君

10 番 菌 田 豊 造 君

11 番 勝 間 田 博 文 君

12 番 鈴 木 豊 君

13 番 菅 沼 芳 徳 君

14 番 渡 辺 悦 郎 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席した者

管 理 者

勝 又 正 美 君

副 管 理 者

池 谷 晴 一 君

副 管 理 者

富 尾 信 司 君

会 計 管 理 者

勝 間 田 守 正 君

事 務 局 長

鎌 野 武 君

消 防 長

勝 間 田 誠 司 君

庶 務 課 長

佐 藤 正 博 君

資 源 循 環 課 長

佐 藤 修 一 君

衛 生 セ ン タ ー 所 長

三 輪 徹 君

消 防 次 長 兼 管 理 課 長

小 林 真 人 君

予 防 課 長

芹 澤 良 信 君

警 防 課 長

外 山 貴 彦 君

通信指令課長	野木幹雅君
御殿場消防署長	小澤進君
小山消防署長	込山眞治君
御殿場消防署副署長	勝間田秀明君
御殿場市企画部長	沓間信幸君
御殿場市総務部長	田代学君
御殿場市環境部長	中嶋正樹君
小山町副町長	大森康弘君
小山町企画総務部長	小野一彦君
小山町住民福祉部長	長田忠典君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	岩瀬貴雅
庶務課総務スタッフ主幹	佐藤麻子
庶務課総務スタッフ副主幹	細谷志野
庶務課総務スタッフ主任	林寛隆

○議長（菅沼芳徳君）

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（菅沼芳徳君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（菅沼芳徳君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において7番 室伏 勉議

員、8番 神野義孝議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和4年第2回臨時会の会期は、本日6月24日の1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、第2回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第5号及び議案第6号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、条例案、契約案の2件でございます。

以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

それでは、議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に対し、防疫等作業手当を支給できるよう、国の人事院規則に準じて、条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第6号「高規格救急自動車の取得について」御説明申し上げます。

本案は、御殿場消防署に配備してあります高規格救急自動車の更新をいたしたく、過日入札に付しましたが、予定価格が2,000万円以上となりますので、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく提案するものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第4 議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第5号について御説明いたします。

資料1 議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して、国家公務員の特殊勤務手当に係る特例に準じ、防疫等作業手当を支給できるようにするため、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容の概要につきまして御説明いたしますので、資料2 議案資料の1ページをお願いいたします。

1の趣旨につきましては、ただいま申し上げたとおりです。

2の防疫等作業手当の支給要件につきましては、大きく2つに区分しております。

1つ目は、緊急措置が必要な陽性患者等を送ったときなど、新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するため、緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき、1日につき3,000円を支給するものです。

なお、この場合において、感染者もしくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に従事したとき、またはこれらの者に2時間以上の長時間にわたり接して行う作業に従事したときは、1日につき4,000円を支給します。

2つ目は、感染の疑いのある者を送ったときなど、新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事したとき、1日につき1,000円を支給するものです。

なお、この場合において、感染者またはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に、2時間以上の長時間にわたり従事したときは、1日につき1,500円を支給します。

3の施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用するものです。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表により説明いたしますので、議案資料の2ページ、3ページをお開きください。

今回の改正は、条例の附則に「（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）」として、第3項及び第4項を加えるものです。

第3項では、防疫等作業手当を支給する作業について規定しております。

第4項では、前項に規定する作業の各区分に応じた手当の支給額について規定をしております。

次に附則ですが、この条例の施行日は、公布の日からとし、この条例による改正後の御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和4年4

月1日から適用するものです。

内容の説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

日程第5 議案第6号「高規格救急自動車の取得について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長。

○消防長（勝間田誠司君）

ただいま議題となりました、議案第6号、高規格救急自動車の取得について、説明い



たします。

初めに、資料1 議案書の3ページをお願いいたします。

本案は、平成22年度に取得いたしました、救急車の老朽化に伴い、県の交付金を受けて更新をするものでございます。

去る6月8日に、2社による指名競争入札の結果、静岡トヨタ自動車株式会社 法人営業部が落札し、同日に仮契約の締結をいたしました。その予定価格が2,000万円以上であったため、議会の議決を経て本契約をいたしたく、提案するものでございます。

概要につきましては、資料2 議案資料の4ページを御覧ください。

配備先は、御殿場消防署です。

今回更新する車両も、基本的には近年購入した救急車と同様の仕様でございます。

主要諸元ですが、4輪駆動の救急車専用シャーシ、トランスミッションはオートマティックで、乗車定員は7名となっており、車両のサイズについては、記載のとおりでございます。

主な装備については、傷病者を乗せるストレッチャーや救急機器を収容する収納庫などです。

また、新型コロナウイルスの対応といたしまして、オゾンガス除染装置を積載いたします。

納期は令和5年2月17日を予定しております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅沼芳徳君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（菅沼芳徳君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（菅沼芳徳君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（菅沼芳徳君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（菅沼芳徳君）

これより、議案第6号「高規格救急自動車の取得について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅沼芳徳君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅沼芳徳君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和4年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでございました。

午後1時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 菅 沼 芳 徳

署名議員 室 伏 勉

署名議員 神 野 義 孝